基山町立図書館
太陽光発電設備設置工事

特記仕様書

平成 27 年 1 月

基山町

１　一般事項

この特記仕様書は、基山町が計画する太陽光発電設備の性能及び仕様を満たし、かつ、最大限の能力を発揮できる発電設備を設計施工する工事の特記仕様書（以下「仕様書」という。）となり技術提案書はこの仕様書を満足するものとする。

また、設計施工される発電設備は、稼働期間におけるメンテナンスや不具合時の技術者対応が速やかにできるものとする。

なお、発電設備稼働期間の発電保証内容を納入予定する機器の性能仕様として明記するものとする。

２　配布資料

（１）　特記仕様書［HP 取得］

（２）　太陽光発電設備図（参考として配布）［HP 取得］

・T-01　太陽光発電設備　電気配線図（参考）

・T-02　太陽光発電設備　屋根平面図（参考）

（３）　図書館　関連建築図［HP 取得］

・A-01　敷地案内図・配置図

・A-02　ピット階平面図

・A-03　１階平面図

・A-04　２階平面図

・A-05　屋根伏図

・A-06　立面図（１）

・A-07　立面図（２）

・A-08　断面図（１）

・A-09　断面図（２）

・A-10　屋根詳細図（１）

・A-11　屋根詳細図（２）

※必要な発電設備と屋内へ引込む配線が該当工事となる。(屋内のみ空管(予備管)は別途の図書館建築工事で設置を利用できるものとする。)

（４）　図書館　関連電気設備図［HP 取得］

・E-01　構内配電・通信線路図

・E-02　受変電設備　単線結線図

・E-03　幹線動力設備　ピット・１階平面図

・E-04　幹線動力設備　２階平面図

・E-05　コンセント設備　１・２階平面図

※日々の発電状況モニター（仮称）や管理用モニター（仮称）を屋内へ配線して設置するものとする。

注）[HP 取得] は、基山町ホームページからダウンロードするものとする。ただし、配布以外の建築図面が必要である場合は、閲覧により確認できるものとする。

3　工事概要

（1）　工事概要

ア　太陽光パネル（システム全体を含む。）及びその取付架台及び金物

イ　太陽光パネルからパワーコンディショナーまでの配管配線機器取付工事　1 式

ウ　ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰから電力事業者インフラ接続までの配管配線機器取付工事　1 式（全量買取用電力量計及び引込開閉器盤等を含む。）

エ　発電量計測装置及び表示モニター及び配管配線工事　1 式

オ　運搬及び試験調整費のすべて

カ　電力事業者と協議及各種申請費（事前接続検討依頼費を含む。）

（2）　太陽光発電設備の基本的性能

ア　電力連系：低圧連係（50kw 未満）

イ　発電容量：50kw 未満で屋根全体に太陽光パネルをバランスよく敷き詰めかつ法定点検が不要な一般用電気工作物範囲内とする。

ウ　機械的性能：JIS C 8918, JIS C 8990 準拠品（風圧荷重、積雪荷重）

エ　電気的性能：JIS C 8918, JIS C 8990 準拠品

オ　太陽光パネル等の主要部は、国内メーカーとする。

（3）　太陽光発電設備の設置場所

ア　太陽光ﾓｼﾞｭｰﾙ設置場所：図書館の屋根面（最大重量 300N/㎡以下）

イ　ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ、集電箱等の設置場所：図書館 2 階機械室内

ウ　発電量表示の設置場所：図書館 1 階キヤマラウンジ

4　設計及び施工に対する自主管理方法及び指定管理方法

（1）　設計及び施工の自主管理

ア　太陽光パネルやﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等の性能へ影響を与える重要部は文書及び書類により管理し、発注者の質問に説明又は提出できる形で管理するものとする。

イ　設計では、図書館について官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）及び官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年 3 月 31 日）等、公共建築工事標準仕様書（建築工事編　国土交通省大臣官房庁営繕部）基準で設計をおこなっており、これを阻害しない構造となるものとする。

また、電気設備内容については、電気事業法及び関連する基準に適合し公共建築

工事標準仕様書（電気設備編）に準拠した設計となるものとする。

（設備として必要となる太陽光発電設備の受変電設備・敷地内送電（売電部）設備も設計施工の対象である。）

ウ　工事で完成後に不可視部分となるところは、説明ボードとスケール等により後日確認ができる写真記録等を行うものとする。

（２）　施工に対する指定管理方法

ア　工事は、関係する法令及び省令並びに官庁建築物に適用する施工管理基準（電気設備工事監理指針等）に基づき行うものとする。

イ　工事に対する記録写真は、工事写真の撮り方（建築設備編）（建設大臣官房官庁営繕部）に準拠した管理をおこなうものとする。

また、今後のメンテナンス等から必要となる部分は発注者から記録の指示をできるものとする。

ウ　本工事は、発注者が指定する監督者（技術者等）と打ち合わせを行い、敷地内配置及び建築物（屋根）への太陽光設備設置、配線設置を行うものとする。

また、機器及び材料等の発注者確認は監督員の指示によるものとする。

エ　竣工図及び品質管理表等の書類を発注者へ提出できる管理方法とするものとする。

5　工期

契約日の翌日から平成 27 年 12 月中旬まで

6　納品機器（稼働に必要なシステム含む）の構成及び完成図書

（１）　太陽光発電設備　一式

（機器構成内訳）

ア　太陽光電池	１式
イ　架台、取付金具	１式
ウ　接続箱	１式
エ　パワーコンディショナー	１式
オ　計測装置	１式
カ　表示装置	１式
キ　予備品・付属品	１式
ク　搬入費	１式
ケ　据付費	１式
コ　試験調整費	１式
サ　諸経費（事前接続検討依頼費を含む）	１式
シ　その他、発電設備の稼働に必要となるもの一切	１式

（完成図書）

ア　完成図書及び竣工図（取扱説明書を含む）　　１式

イ　工事記録写真　　１式

（２）　性能概要仕様書

性能概要仕様書は、納入を予定する機器の規格（製造メーカ明記）等及び稼働に必要なシステムの範囲を示すものとして、契約後の発注者協議に基づき行う設備設計の結果をもって提出するものとする。

ただし、技術提案書に記載された性能等主要部の明記事項は原則として、変更は認めないものとする。

（３）　契約後に提出を必要とする設備に関する書類（図書及び図面）

ア　太陽光発電設備工事仕様書（A4 版を原則）

イ　発電設備を構成する機器及び電力等配線に関するもの（太陽光発電設備計画図等）

（例：図書　A4 版又は A3 版、図面 A1 版　縮尺 1/100 程度）

ウ　その他　屋内入線図、設備性能に関する内容説明書、製品の仕様書、その他　受注者で必要と考える図書及び図面

エ　年間発電量保証の内容（無償交換の機器保証の詳細内容を含む。）

オ　メンテナンス対応の詳細（技術者拠点及び故障時の対応等を記載）

以上の書類を契約後すみやかに提出するものとする。

（４）　設備に関する書類に添付する書類の作成

ア　総額が提案価格と一致する発電設備価格の内容（明細）

出来る限り詳細に内訳と仕様を記載すること。また値引きの項目は設けないこと。

イ　太陽光発電設備の計画図として平面図、断面図（必要と思われる個所）を提出すること。

【留意点】発電設備の機器（システム含む）、材料及び設置工事一切の稼働するため当然必要なものは、提出する提案価格に見込むこと。

７　配布資料及び図面の取扱

本町の配布図面等を使用した図書及び図面等は、本町の承諾なく、今回のプロポーザル以外の用途に使用しないこと。

８　関連工事との調整

（１）　別契約の関連工事への協力

仮設物が仮設状況である期間は、先行工事（平成 27 年 12 月 15 日竣工予定）との工程調整が可能な範囲及び期間のみ便宜を供与できる。これらに要する費用負担は本体工事の請負者と協議する前提で価格決定を行うものとする。

（２） 本体工事（電気設備、空調設備、衛生設備含む）との区分は、通常の範囲で価格決定を行うこと。本体（屋内）工事で設置する空管（予備配管）の利用は可能とする。

９ 質問回答

（１） 全て書面をもって行う。口頭または電話による質問は受理しない。
設計書及び特記仕様書の内容が不明な場合は、必ず確認を行うこと。

（２） 質問回答書（別紙様式）を用い、質問には通し番号をつけること。表紙の所定の欄には質問者（会社及び代表者）を記入すること。

（３） 問い合わせ先　　基山町役場　まちづくり推進課工務係（庁舎２階）
〒841－0204　　佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL：0942－92－7963
FAX：0942－92－0741